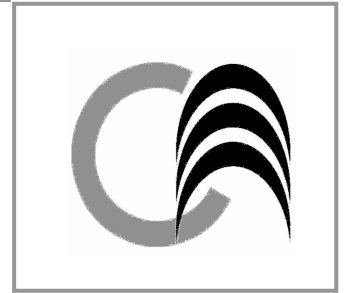


㈱日本廃棄物管理機構は毎月 15 日に廃棄物処理に関わる情報を JAAO 会員の皆様にメールでお届けします。

今回は、廃棄物処理法の行政処分のうち、許可取消し以外にスポットを当てます。まずは、焼却施設の維持管理の技術基準違反による改善命令の事例を紹介いたします。また、前号でも予告した、JAAO が年度末に向け公刊企画中の「行政処分録書(仮)」の準備として、最近 3 ヶ月の行政処分動向(取消し以外)について分析します。行政の指導等に対する処理事業者の対応如何で最終的な処分結果の軽重が決まる可能性、そして自治体ごとの判断の違い裁量の大きさを示唆します。



行政処分事例紹介

ある大手産廃処理会社の処分について考える

2007 年 19 年 11 月、地方にある大手産廃処理会社(D 社)が行政処分を受けた。同社は解体土木分野では県内首位の事業会社で、産業廃棄物処理業も営んでいる。

同社が今回受けた処分内容は、下記の通りである(管轄行政の公表資料から抜粋)。

【処分内容】 改善命令
産業廃棄物処理施設の使用
停止命令 50 日間

【処分理由】

平成 19 年 10 月、X 市が実施した排出ガス中のダイオキシン類濃度測定において、法施行規則第 12 条の 2 で準用する同規則第 4 条の 5 第 1 項第 2 号ワに定める基準 10ng-TEQ/m³ を超える 21ng-TEQ/m³ が検出された。これは法第 15 条の 2 の 2 に定める産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に適合しない。

X 市は、ダイオキシン特別措置法で義務付けられた事業者による自主測定とは別に、2 年に一度、市内にある全焼却施設を対象として行政測定を実施している。D 社が所有する焼却炉は、平成 12 年規制以前に設置されたものであり、ダイオキシン特措法が施行された当時は、一挙に基準値が 1/8 になった経緯があるが、同年、同社施設に対して、基準値超えの行政指導(操業停止: 29 日)が行われた。今年、再び、同社は、基準値を超えていたことが判明して改善命令を受けることになったのだが…。

過去の経緯および平成 17 年の環境省行政処分の指針から考えると、今回の処分は少し甘いように感じたため、管轄行政にヒアリングした。

要約すると次のようになる。測定値が出たその日(11 月初旬)、管轄行政は、同社に対して基準値超えを言い渡し、翌日、同社を訪問したところ、焼却炉は既に運転を停止しており原因究明に着手していた。そこで、管轄行政は、①原因究明、②改善措置、③再発防止措置を求めたが、同社の態度は極めて従順であり、全く悪質性が認められなかったと判断した。この結果、改善命令で済ませた、との印象を受けた。

「行政担当者も人の子」であり、従順な態度を示すことで情状酌量を得たような結果であるが、前号に掲載した行政が本件を判断するとしたら、全く異なった行政処分が行われた可能性が高い。行政処分の判断基準の全国統一化が必要なのか、各自治体の基準明確化が望ましいのか、是非とも議論してみたいテーマである。(木川 仁)

シリーズ 行政処分の動向 その 2

最近 3 ヶ月の行政処分の傾向 (許可取消し以外)

■ はじめに

今回は、自治体の Web 公開情報を利用して、最近 3 ヶ月分(平成 19 年 7 月末から 10 月末まで)の行政処分情報から、許可取消し情報を収集して傾向を分析した。今回は、許可取消し以外の行政処分、つまり事業停止(施設の使用停止を含む)、改善命令、措置命令について、前回と同様に情報収集、分析を行ったので結果を報告する。なお、今回の報告においても、Web 上で公開された行政処分情報のみを対象としているため、非公開のものを含めた実際の処分件数は、さらにこれより多い可能性があることに注意が必要である。

■ 許可取消し以外の処分の傾向

本期間に公表された事業停止や改善命令、措置命令の件数は合計で 20 件であり、これらの処分を実施し公表した自治体数は 13 であった。件数の最も多い自治体は、宮城県と広島県の 3 件で、佐賀県、島根県、和歌山県が 2 件でそれに続いた。処分件数については、自治体間に大きな差はなかったが、地域別の傾向としては、大都市よりも地方都市に多いということがわかった。東京都をはじめとした大都市は、時代を先導する役割を担う、あるいは、業者数が多いといった特徴を反映してか、行政処分の厳格化により、事業停止等の段階的処分を経ることなく、一発で取消し処分に至る傾向が強いという解釈も可能である。

事業停止等の処分事由の傾向を図 1 に示す。

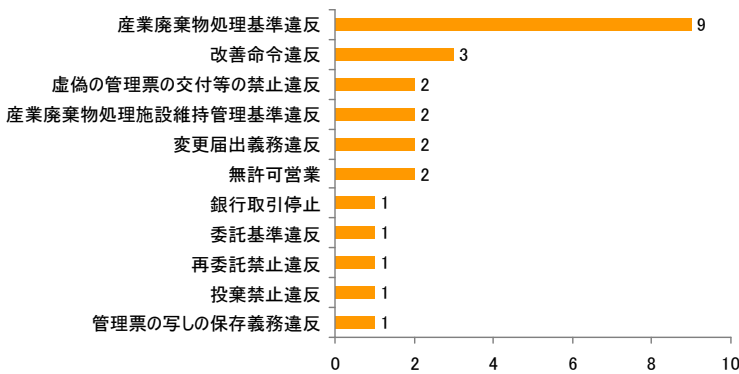


図 1 最近 3 ヶ月の事業停止等の事由とその件数

処分事由として最も多かったのは、「産業廃棄物処理基準違反」であり、「生活環境保全上の措置」をとらなかったことに起因して事業停止や改善命令を受けているケースがほとんどであった。また、「虚偽の管理票の交付等の禁止違反」や「管理票の写しの保存義務違反」といったマニフェストの運用不備、「変更届出義務違反」、焼却施設から排出されるダイオキシン類の濃度が排出基準を超過した「産業廃棄物処理施設維持管理基準違反」等が、事業停止の典型的な事由となっている。その他、「改善命令違反」や「無許可営業」、「委託基準違反」、「再委託禁止違反」、「投棄禁止違反」といった事由は、ここでは事業停止にとどまっている

ものの、環境省通知による基準では許可取消しに値する。個々の事案が、許可取消しに至るか事業停止等にとどまるかは、処理業者の姿勢やそれまでの経緯、廃棄物の量、保管状況等を勘案した各自治体の裁量によるところが大きい、少なくとも自治体間に温度差があることは間違いない。

■ おわりに

許可取消し以外の行政処分の事由を概観すると、悪質なケースはほとんどなく、日常業務の中で起こり得る違反ばかりであるように思える。また、処分の厳格さに関しては、自治体毎に温度差はあるものの、「生活環境保全上の措置」を講じることは、今後、どの自治体でも確実に求められるキーワードである。例えば廃棄物の放置という、同じ違反行為であっても、周囲の生活環境に及ぼす影響の度合いによって、改善命令や事業停止にもなり得るし、一発許可取消しにもなり得る。ただ、ここで注意しなければならないのが、廃棄物だけでなく、リサイクル製品を製造する過程においても同様の配慮が必要であるということである。いずれにせよ、周囲の生活環境に対する少しの配慮の違いが、大きな差になって返ってくるということは十分あり得る。

法に違反しないよう個々の業務を確実にを行うことで、日常的に起こり得る違反の芽を摘み取るということも一方で重要であるが、廃棄物を扱うという性格上、自社の内外を問わず、周囲の環境への配慮を第一に考えるという基本的な姿勢がなければ事業存続は難しいと感じる。(西本 周平)

◆編集担当からのお断り◆ 第一の記事は管轄自治体担当者へのヒアリングに基づくものとして関係者の名称を伏せることとしました。また、前号で取り上げた「愛知県産廃処理業者許可／更新における経理的基礎に係る審査の行方(上)」の続編は、追跡調査の都合により、来年改めてお届けすることとしました。ご了承ください。

㈱日本廃棄物管理機構
〒231-0015 横浜市中区尾上町 1-4 関内 ST ビル 8 階
TEL:050-5526-1728 Fax.045-663-4586
発行: 佐野 敦彦
編集: 七田 佳代子 E-mail: shichida@o3c.jp

無断転載、掲載、複写配信禁止